

令和5年度山口市安心快適住まいる助成事業(第2弾)について

○目的

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上や個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う、現に居住する家屋(市外や市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む)の住宅リフォーム工事(以下「工事」という。)の一部について助成します。助成については、助成金の額と同額の市内取扱店で利用できる商品券で交付します。

○内容

対象工事	<p>助成交付決定通知日以降に工事に着手し、工事完了後、令和6年2月29日までに工事完了届の提出ができるもので、工事金額が10万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)で、次に掲げるすべての要件に該当するものが対象工事となります。なお、<u>交付決定日より前の着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。</u></p> <p>○市内において、1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者に依頼する工事であること。</p> <p>○工事は、住宅の修繕、増築、その他住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事であること。(門、塀、柵、垣根などの防犯に資する工事も対象です。)</p> <p>※飛沫感染防止のためのトイレ改修工事や非接触型の水回り設備への改修工事、帰宅時の衛生管理を目的とした玄関横洗面場の設置工事などの新しい生活様式に対応したりリフォーム工事も対象となります。詳しくは、別紙「助成対象工事一覧表」でご確認ください。</p> <p>○当該事業と下記の山口市及び国・県等の助成等を併せて受ける場合は、他の助成対象部分を当該事業対象となる工事見積額に含めないこと。</p> <p>(1)介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 (2)山口市重度障がい者等住宅改修費 (3)山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (4)山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金 (5)山口市みどりの生活通り推進事業補助金 (6)山口市空き家バンク改修事業補助金 (7)その他山口市及び国・県等それに準ずる団体からの補助金等</p>
対象施工業者	<p>○工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であること。</p> <p>○山口市安心快適住まいる商品券の取扱い事業者でないこと。</p>
助成金額	<p>○工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)の10%について、上限額を15万円として助成します。ただし、助成金額をデジタル商品券で受取の場合は、工事金額の15%について、上限額を20万円として助成します。(1,000円未満の端数は切り捨て。)</p> <p>○申込後、助成金の交付を決定し、工事完了後に申込者から提出された完了届の審査を行い、助成額を確定した後に助成金額と同額の山口市安心快適住まいる商品券を交付します。なお、商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>○交付決定通知書に記載されている金額が交付額の上限となります。 また、工事支払い額の10%(または15%)が、助成金確定額となります。</p>
対象者	<p>次に掲げるすべての要件に該当する方が対象となります。</p> <p>○申請時点で新築後1年を経過している住宅に居住し、当該住所に住居登録を有する方、又は工事完了届の提出日までに当該住宅に転居し住居登録をする方。</p> <p>○山口市に納税義務のある市税を滞納していないこと。</p> <p><u>※但し、今年度、既に山口市安心快適住まいる助成事業の交付決定を受けられた方は対象になりません。</u></p>

<p>対象住宅</p>	<p>次に掲げる要件に該当する住宅が対象となります。</p> <p>○山口市内にあり、現に居住しているまたは転入・転居して居住すること。 (店舗、事業所部分等は除く)</p> <p>※但し、今年度、既に山口市安心快適住まいの助成事業の交付決定を受けられた住宅(外部工事等含む)は、異なる工事内容でも対象になりません。</p>
<p>申込手続</p>	<p>「山口市安心快適住まいの助成事業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類とともに下記申請窓口まで郵送でお申し込みください。申請書類については、山口商工会議所のホームページからダウンロードするか、各申請窓口でお受け取りください。</p>
<p>募集期間</p>	<p>令和5年7月14日(金)～令和5年12月15日(金)</p> <p>※但し、予算が無くなり次第受付終了となります。(先着順)</p>
<p>助成事業の募集から事業完了までの流れ</p>	<p>① 助成申請書類を受付(7/14～12/15※但し予算がなくなり次第終了)</p> <p style="text-align: center;">郵送:申請者→申請窓口</p> <p>※デジタル商品券で受取の場合は、申請時にちよるPayで会員登録を行い、10桁のユーザーIDを取得してください。※デジタル商品券は、申請者本人以外が受け取ることは出来ません。必ず申請者本人の登録を行ってください。</p> <p>②助成申請書類の審査</p> <p>③助成金交付決定通知書の発行 審査後に助成金交付決定通知書を発行し申請者住所へ郵送します。 ※工事は助成金交付決定通知書を受け取ってから開始してください。</p> <p>④工事完了届の提出(令和6年2月29日まで) 郵送:申請者 → 申請窓口</p> <p>⑤工事完了届の審査 ※工事写真をもとに現地検査を行う場合があります。</p> <hr/> <p>【紙商品券の場合】</p> <p>⑥確定通知書及び請求書兼領収書の様式を申請者へ送付</p> <p>⑦商品券の発行 受取:申請者 → 申請窓口 請求書兼領収書と認印を申請窓口に参加(令和6年3月29日まで) ※申請窓口で助成金と同額の山口市安心快適住まいの商品券を交付します。 ※商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>⑧アンケートを返送 山口市安心快適住まいの商品券の交付時に、アンケートと返信用封筒をお渡ししますので、記入後に返送してください。</p> <p>【デジタル商品券の場合】</p> <p>⑥確定通知書を申請者へ送付 ※確定通知から2週間以内に助成金額がちよるPayに反映されます。</p> <p>⑦商品券の受取(反映)確認 確定通知書記載の反映予定日に、専用ちよるPayに助成金額が反映されていることをご確認ください。 ※商品券は反映日から6か月間有効です。</p> <p>⑧アンケートのご回答 アンケートを送信いたします。届きましたらご回答をお願いいたします。</p>

○問合せ先及び申請窓口

山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町 1-10	TEL 083-925-2300
山口県央商工会 阿知須支所	〒754-1277	山口市阿知須 4233-31	TEL 0836-65-2129
	秋穂支所	山口市秋穂東 6570	TEL 083-984-2738
	阿東支所	山口市阿東徳佐下 25-1	TEL 083-956-0032
徳地商工会	〒747-0231	山口市徳地堀 1817	TEL 0835-52-0026

○制度に関する問合せ先

山口市ふるさと産業振興課	〒753-8650	山口市亀山町2-1	TEL 083-934-2719
--------------	-----------	-----------	------------------

令和5年度 山口市安心快適住まいの助成事業

助成対象工事の例（※1）	
1. 外部工事	
屋根・外壁・軒天の改修や塗装・コーキング	住宅と同一棟の車庫や物置等の改修・増築
雨樋の取替・改修	併用住宅のうち、住居部分に係る改修・増築
サッシ・雨戸・電動シャッターの設置・取替	スロープの改修や設置工事（※2）
玄関フード・サンルームの増築	ウッドデッキ・パーゴラの設置、バルコニーの増築・改修
2. 内部工事	
床・壁・天井材の張替・改修	間取り等の変更に伴う壁等の改修
ドア・ふすま・障子等の建具や畳の取替・張替	床・建具等のバリアフリー化、手すりの設置
ガラス・網戸の設置・交換	スイッチ・コンセント・配線等の電気工事
カウンター・棚の設置・改修	
3. 設備工事	
浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の設置・改修	エコキュート等の高効率給湯システムの設置
システムキッチンの設置（※3）	換気扇・換気空清機ロスナイの設置
給排水衛生設備工事（宅内に限る）	床下換気扇の設置
ガス給湯器・電気温水器・ボイラー等の設置	床暖房設備工事・ペレットストーブの設置
4. 再生可能エネルギー設備導入に係る工事	
太陽熱利用機器の設置	
5. 既存住宅の増改築工事	
住宅の増改築	
6. 防犯対策関連工事	
門・塀・柵・垣根の改修や設置工事（※4）	

※1：助成対象者が主に居住する建物（母屋）に係る工事に限ります。この表に掲示のない工事については、個別に審査し決定します。※2：母屋に接し、段差を解消するものが対象となります。

※3：システムキッチンに組み込みの調理機器等（食器洗浄機を含む）の設置・取替も対象となります。

※4：住宅の安全・防犯対策に資するものが対象となります。

助成対象とならない工事の例	
住宅の新築	併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築
母屋と離れた別棟の改修、増築	太陽光発電装置、蓄電システムの設置
母屋と別棟をつなぐ渡り廊下の改修、増築	駐車場・庭の整備
玄関アプローチの設置・改修	カーポートの設置・改修
撤去・解体費用（※5）	シロアリのリフォームを伴わない防除作業（※5）、散布等
電気製品・備品（エアコン、テレビ、照明器具、家具、火災報知器、防犯カメラ等）の購入費用	廃材処分費

※5 リフォーム工事を伴う撤去・解体費用・シロアリの駆除、その後の防除は対象となります。

【注意】人件費の割合が工事代金の大半を占める場合は、人件費全額を対象外とする場合があります。